

ルトキハ此ノ限ニアラス

第八条 大学ハ論文ノ審査ニ付キ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第九条 学部教員会ニ於ケル論文審査ノ手続其他学位ニ関スル規定ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十条 学位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行為アルトキハ大学ニ於テ学位ニ関スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ経テ

学位ノ授与ヲ取消スコトヲ得
廃止ス但シ旧令ニ依リ授与シタル学位ハ仍其効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シタル者ニ対シテハ旧

令ニ依リ学位ヲ授与ス

明治三十一年勅令第三百四十四号学位令及博士令規則ハ之ヲ

テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス

第五条 学部教員会ハ前条ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ対シ試問ヲ行フコトヲ得

第六条 大学ニ於テ学位授与ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及

其審査ノ要旨ヲ附スヘシ

第七条 学位ヲ授与セラレタル者ハ授与ノ日ヨリ六月内ニ其

提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ

但シ学位授与前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ

文部大臣ニ於テ其印刷公表ヲ相当ナラスト認メタルモノナ

609 新学位令

〔『法学新報』第30卷9(345)号 大正9年9月1日〕

○新学位令 予て枢密院に於て審議中なりし新学位令は去る六月二十三日の会議に於て可決せられ七月六日勅令第二百号を以て公布せられたるか其全文左の如し

第一条 学位ハ博士トス

第二条 学位ハ大学ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ授与ス

第三条 博士ノ種類ハ大学ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四条 学位ヲ授与セラルヘキ者ハ大学部研究科ニ於テ二年

以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ学部教員会ノ審査ニ合格

シタル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ学部教員会ニ於

テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス

第五条 学部教員会ハ前条ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ対シ

試問ヲ行フコトヲ得

第六条 大学ニ於テ学位授与ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及

其審査ノ要旨ヲ附スヘシ

第七条 学位ヲ授与セラレタル者ハ授与ノ日ヨリ六月内ニ其

提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ

但シ学位授与前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其印刷公表ヲ相当ナラスト認メタルモノナ